

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 弁当調達期間

弁当を調達する期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じる。

7 弁当調製施設の指定および取消し

(1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- ウ 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置および運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。